

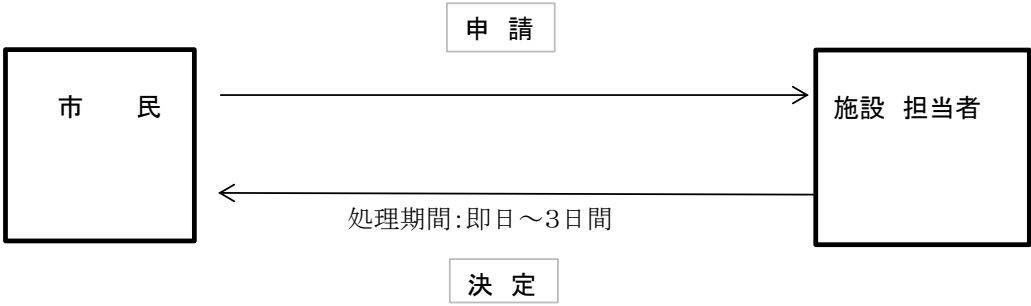
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 39

処 分 名	安岡避難地の使用許可	
処 分 の 概 要	安岡避難地の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市安岡避難地条例(平成16年条例第61号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	防災・危機管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日から3日間
標 準 処 理 期 間		計 即日から3日間
判 断 基 準		
同条例第4条第1項の各号に該当しない場合。 ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不適當と認める場合		
【根拠法令等】 松山市安岡避難地条例 (使用の許可) 第3条 避難地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、防災上必要な目的のために避難地を使用しようとする者に対しては、他の者に優先して前項の許可をすることができる。 3 市長は、前2項の許可をするに当たっては、避難地の管理上必要な条件を付けることができる。 ●審査基準 松山市安岡避難地条例 (使用許可の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、避難地の使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 避難地の管理上支障があると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めるとき。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。